



# 宮 崎 県 公 報

平成21年7月13日 (月曜日) 号外 第 48 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

頁

### 教育委員会規則

○県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………	1
---	---

## 教育委員会規則

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月13日

宮崎県教育委員会委員長 大 重 都志春

### 宮崎県教育委員会規則第7号

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年宮崎県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県立学校に勤務する職員の勤務時間等)	(県立学校に勤務する職員の勤務時間等)
第3条 県立学校に勤務する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間とする。	第3条 県立学校に勤務する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。
2 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲で、教育長が別に定める。	2 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。
3 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、教育長が別に定める。	3 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。
4 前3項に規定する職員の週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に従い、校長が定めるものとする。この場合において、校長は、勤務日(条例第2条第8項に規定する勤務日をいう。)が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間について40時間を超えないようにしなければならない。	4 前3項に規定する職員の週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に従い、校長が定めるものとする。この場合において、校長は、勤務日(条例第2条第8項に規定する勤務日をいう。)が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間について38時間45分を超えないようにしなければならない。
(1) 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とし、かつ、月曜日から金曜日までの5日間において40時間となるように勤務時間を割り振るものとする。	(1) 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とし、かつ、月曜日から金曜日までの5日間において38時間45分となるように勤務時間を割り振るものとする。

(2) [略]	(2) [略]
5 [略]	5 [略]

(市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第 2 条 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則 (平成元年宮崎県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 職員 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)) 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年宮崎県条例第 1 号) 第 4 条の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) を除く。以下同じ。) の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間について<u>40 時間</u>とする。</p> <p>2 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり<u>16 時間</u>から<u>32 時間</u>までの範囲内で、宮崎県教育委員会教育長 (以下「県教育長」という。) が別に定める。</p> <p>3 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり<u>32 時間</u>までの範囲内で、県教育長が別に定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 市町村教育委員会は、職員の週休日及び勤務時間の割振りを、次に掲げる基準に従い、校長に定めさせるものとする。この場合において、校長は、勤務日 (条例第 2 条第 7 項に規定する勤務日をいう。) が引き続き 12 日を超えず、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えず、かつ、1 週間当たりの勤務時間が毎 4 週間について<u>40 時間</u>を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とし、かつ、月曜日から金曜日までの 5 日間において<u>40 時間</u>となるように勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 職員 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)) 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年宮崎県条例第 1 号) 第 4 条の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) を除く。以下同じ。) の勤務時間は、休憩時間を除き、1 週間について<u>38 時間 45 分</u>とする。</p> <p>2 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり<u>15 時間 30 分</u>から<u>31 時間</u>までの範囲内で、宮崎県教育委員会教育長 (以下「県教育長」という。) が別に定める。</p> <p>3 任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり<u>31 時間</u>までの範囲内で、県教育長が別に定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 市町村教育委員会は、職員の週休日及び勤務時間の割振りを、次に掲げる基準に従い、校長に定めさせるものとする。この場合において、校長は、勤務日 (条例第 2 条第 7 項に規定する勤務日をいう。) が引き続き 12 日を超えず、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えず、かつ、1 週間当たりの勤務時間が毎 4 週間について<u>38 時間 45 分</u>を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とし、かつ、月曜日から金曜日までの 5 日間において<u>38 時間 45 分</u>となるように勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。